

勝山市農業委員会 議事録

平成28年8月25日

勝山市農業委員会

会議の概要

事務局長

ただいまより、8月の定例農業委員会を開催いたします。

事務局長

本日の会議ですが、8番 吉川豊委員は所用のため遅刻する旨の届出がありました。4番 久保晴空委員、6番 齋藤ひと美委員は所用のため欠席する旨の届出がありました。

事務局長

それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。

議長

(挨拶省略)

議長

それでは、本日の会議に入ります。
はじめに事務局より8月分の経過報告を申し上げます。

事務局

それでは、8月分の経過報告を申し上げます。

議長

事務局の報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はございませんか。

議長

議事に入る前に先月の定例農業委員会で、次月報告することとなった案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、先月現況証明で●●さんの土地について家庭用の野菜を栽培しているということで「家庭菜園は農地であるかどうか」について説明します。判決として農地でないというふうにでていますということをお話したのですが、その際に、詳細であるとか明確に書いてあるものをお話しましたが、インターネット等で判決文とか詳細について確認して探しましたが、その具体的な事例をこういうときのために判決が出たものが見つけれませんでした。実際には、最高裁で昭和24年5月21日番号24の(オ)の17号で出ていることは間違いなくわかりましたが、その時の詳細については確認できませんでした。インターネットで家庭菜園の定義を検索したところ、今回出させていただきました農水省が作ったものでPDFでありましたので、こちらのほうを参考にいただければと思います。農地取得にかかる基礎的知識というもので、許可が必要となる農地、採草牧草地とは、農地というのはマーカーがしてありますが、耕作の目的に供される土地とされています。耕作とは、土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培することです。わかりやすく言いますと、耕うん、整地、搬入、かんがい、排水、たい肥、農薬散布、除草等を行い、作物を栽培している土地ということで、例で田、畑、果樹園等書いてございまして、いつでも耕作できるような耕作放棄地も農地ですとなっています。

そこで農地でないものとして、家庭菜園というふうに挙げられています。家庭菜園

も明確な㎡であるとかどういう状態の時のものとか探しましたが、農林水産省が決められているものは見当たりませんでした。けれども、小面積でありかつ塀に囲まれて住宅敷地と一体となっている場合、家庭菜園とみなすというような記載がありました。

こちらのほうで家庭菜園というのは農地でないということで●●さんの場合も家庭用野菜を植えている住宅敷地と同様にあるものということで御理解いただければと思います。

議長 このことについて何かありませんか。

13 番 規模は関係ないのですね。

事務局 規模は書かれていません。

議長 販売目的であったらだめということですね。

事務局 はい、そうです。

13 番 いちばん難しいのは、家の横に田んぼの隣に畑がある場合、家庭菜園というか自分らが食べるために作っている家庭菜園と位置付けるか、あくまで田んぼ、畑にするか難しいところだと思います。町の中で家、敷地があつて塀があつてその片隅に少しやっている場合が家庭菜園かなと気がするのですがね。家の横にある田んぼに植えてある、自家用野菜を家庭用菜園という用語にあたると語弊にあたるとかという気がしないでもないけど、その線引きが難しいところですね。

議長 そうですね。一般的に、家の横に3畝、5畝の田んぼがあつても茄子や芋を作っていると転作だという見方もありますよね。こないだの話のようにこれぐらいしかないというのは家庭菜園としたほうが正しいのかなと思います。

議長 他にないですか。ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、9番、但川 よし子委員、10番 辻総八郎委員の両名をお願いします。

議長 これより議事に入ります。

議長 次に日程第1 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請認定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請認定2件について説明いたします。

(議案説明省略)

るか栽培されるか、今後確認が必要だと思います。

議長

申請に関する添付書類に変更があったということで、本日は、書類提出していませんが、営農計画書等の提出が事務局にありました。今回、太陽光発電の脚だけの部分が農地転用の面積ということになります。ただし、これは一時転用ですから、3年に1回再申請をすることになっていきますし、太陽光発電の下で農業をすることになっていきますので、経営状況の報告についても1年に1回することになっています。そのことを申請者に説明し、理解したうえで申請書の提出ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

3番

●●さんの農地は勝山に全部で何反ありますか。

事務局

●●さんが勝山で持っている農地は、旭毛屋町と毛屋町、下毛屋町で、全部で16筆。共有の土地を含めてあります。こちらは、相続で取得されたとのこと。合計面積は全部で7反あります。

3番

住所は鯖江ですね。自分で作ってないってことですよね。太陽光発電の計画をしていますが、維持管理はどうするのですか。

事務局

法人かたせに預けています。全部ではないですが、広い形の良いところを法人に預けています。

職務代理

サカキは自分で栽培するというものでね。

18番

毎年2月末に報告書を提出するというのですが、これはどのようなものですか。

事務局

計画に沿って作業を行った場合、収量はどれだけあったか、どこに出荷し、どのくらいの金額になったかなどの収支決算的なものになります。

18番

何に対して8割を下回らなければ問題ないのですか。

事務局

通常その地域で同じような気候、同じような条件の田での平均的な生産量を10割とし、営農型になったということで2割分だけ減るのは許可できるという基準になっています。営農型太陽光発電の下での、農作物の栽培は平均の8割分は超えないといけないというふうになっています。

8番

売電のほうもあわせて報告するのですか。

事務局

売電については、報告はいりません。

平均的な単収については、専門家の意見書が必要となっております。コメなどの場合は、農協にて意見書を提出してもらいますが、サカキの場合は一般的なものではなく、農協では取り扱うことができないので、石川県の花ともの●●さんが専門でやっているというところで意見書をかいてもらっています。

8 番

計画通りにしていない場合、どうなるのですか。

事務局

一時転用で3年に一度の申請となっていて、毎年報告書をあげなければなりません。その報告によって基準を満たさない場合は、営農型以外の分の農地の状況を変えてしまっている場合、撤去命令が県から出るということになります。撤去費用についてもどれくらいかかるかということも、申請の際に見積もりを出して、金額に含めることになっています。

事務局

先ほど質問がありました●●さんの勝山市の所有する農地の面積は、約7反です。

8 番

サカキは毎年植え替えするものなのか。それとも森林のようになるのか。農作物に含まれますか。

事務局長

花木になるので農作物に含まれます。

議長

そのほかご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、これより、議案第14号それぞれについて採決いたします。
議案第14号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長

異議がないようですので、議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見の送付については、原案のとおり決しました。

議長

次に 日程第3 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局

それでは、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付について3件説明いたします。
(議案説明省略)

議長

それでは、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

13 番

まず1番目ですが、資料13ページをみていただくとわかりますが、三角の形をした道路と水路に囲まれた場所です。道場をやめまして今回処分したいとのことで●●

さんから話がありました。2番目は、場所的には水芭蕉の反対側で耕作されていない場所で●●さんの土地から1.5m位低いところにある土地でありまして宅地するのも大変かなと感じました。こういうことで申請がありました。やむを得ないかなと思います。

10番

3番目、●●●●●●●●●●について、住宅地図の図面を見ていただくと登記簿上5筆にまたがっています。写真から見る限り、道路があり、既存建物が建っていること、地番11に関しては、21ページの写真の上の奥に写っている山林も11番に含まれていると考えています。これは所有者に確認するように事務局をお願いしています。ピンク色の申請地については、22ページの写真の畦の柵の部分までかなと思います。面積の定めは実測的には難しいと思われま。実質は現在前の既存建物の裏に田んぼが2筆に分かれている形になっています。そのうちの上の段の1筆を今回5条の水田に、里芋を植えるとのことであってきたと思います。昔自分でやったのか個人で土地改良をしたのか分かりませんが、分筆、加筆がされていないので公図上字境がはっきりしません。現況の田んぼの畦と土手の境目が分かりません。奥のほうに関しては、登記簿上奥10mほど山のほうにはいった所が字境になるのかなと見えています。現在は、稲が植わっています。許可が下りれば、建てられる状況になるのかなと思います。

8番

●●さんはどういう会社ですか。

事務局

法人の登記事項証明書と定款を提出していただいておりますが、その中に電気工事業、建設工事業、土木工事業、産業廃棄物収集運搬業の事業をされているとなっております。実際に現地を確認した際には、産業廃棄物収集置き場ということで看板許可書みたいな看板と共に置き場がありました。

3番

●●●の件で、昔と現状が違うということで、最近土地改良したとか区画整備したとかきちんとして出来てないというのはどういうことですか。

議長

周りは土地改良されているのですか。

事務局

土地改良はされてないです。

事務局長

たぶん、個人かわかりませんが自分らでしたのかと。横とか11とか前の県道沿いは少し高かったです。それを削って合わせたという状態で、今●●●が担当となっています。これについては個人でやったということで公図とは全然合いませんが、今回の申請は代証人が入って測っていますので、ある程度しっかりしていますのでいたいこのような配置となっています。

3番

ピンクの周りの部分は●●さんの所有のものですか。

職務代理

7-甲、8-1、11地目変更しますよね。最終的にはどうするのか聞いていますか。

申請にあげてきたということは、田んぼに残すということですよ。許可もらって埋め立てして登記上放置しておくのかそのあとどうするのか。もう二度と田んぼにしないと思いますが…。先ほどの4条申請と違って農業する場所だけど生産物はない、埋め立てたところは全部を一つの字番にしてするかやり直すか。このままいけば、当然7-甲の393㎡のうち282㎡は宅地か雑地。田では、現況では田にはならない。そこは、指導したほうがいい。●●さんはどうするのか。

事務局長

例えば7-甲であれば以前の既存建物が入っているということで、以前許可している部分もあります。それで今回、また入れてきたわけですけど、これらについては代証人にきちんと合わせるようにこちらからも指導しています。●●●が11番についてはすぐ分筆してすぐ出来るのかという、その辺は難しいですけど、7-甲、7-2、7-3全筆ですし、出来るところから始めて、分筆するところは協議のうえ進めるように指導していきたいと思います。

事務局

20ページの公図で写っている番号が付いている土地は、ほとんど●●さんの土地であって、うつっている中で申請地8-1、10-3は、●●さんです。5-1は、●●さんの登記現況共にため池となっていますが、こちらのほうだけが違う方の土地ということで、それ以外は、●●さんの土地となっております。

10番

6-1、12-1の所有者は誰になっていますか。

事務局

6-1、12-1も●●さんです。こちらのほうは、登記現況に農地が含まれていないということで今回からの申請からは、外しています。

10番

進入路がほしいですから、6-1を通りますから無償提供地ですね。

事務局

6-1については、もともとここが山だったことから登記が山林になっておりまして課税地目として宅地介在雑種地としてなっています。

10番

今回の農地転用の申請の対象外ですから、これをみると道路ですので、ここを通らないと行けませんからそれは借用するということですね。

事務局

そうだと思います。

3番

9、10-1も田んぼになっているのですか。

事務局

9は登記では畑です。10-1は、登記現況共に田になっています。22ページ下の写真が11の公図で言う右上の直角のところから8-1の方向を向いて撮った写真

で、田んぼになっていて、一番奥に鉄柱みたいなものがありまして網のようなものがずっと横にさげられているところまでが田んぼとなっています。2枚目の田んぼの奥側がこんなふうに鉄柱が建っていて柵のようなものがされているというところです。今回、真ん中部分を申請しているという図になるのですが、先ほど委員が言われたように今の申請地が一枚の田んぼでもうひとつ8-1と9と10-1を含め、二枚目の田んぼがありますが、法人としては二枚とも申請したかったそうですが、代証人との話し合いの中で、二枚で農舎を建てると場所としては広すぎるというような話があり、一枚で済むのではないかということで、道から近いほうで7-甲の申請地を除いた部分についても農舎が建っているということで、そちらにかためたような感じで今回の申請地を手前のほうの一枚の田んぼを、きりよく話し合いで決定されて、農業委員会に申請が上がってきたと代証人から聞いております。

議長 基本的には、分筆して余ったところは、田んぼが作れるということですか。

事務局 下の一枚8-1の残りの部分については、田は作れます。来年は、法人に●●さんが預ける形にすると聞いています。11は、申請に含まれない部分は木とか草とかがうまっている部分になりますので、田としてはつかえません。

議長 何かほかにございませんか。

議長 ないようですので、これより、議案第15号それぞれについて採決いたします。議案第15号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 異議がないようですので、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付については、原案のとおり決しました。

議長 次に 日程第4 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見の送付についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局 それでは、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見の送付について1件説明いたします。
(議案説明省略)

議長 それでは、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

10番 事務局から説明がありましたとおり、25ページの図面を見ますと、8番は8、9割方終わっているという状況でした。それから9番につきましては穴をあけて地面を掘り下げて砂利採取が済んだという状況でした。それと今回変更申請がありました10番ですが、これは現在写真にありますように3枚に分かれている田んぼ、今現在

稲が植わっている状況です。これについてはまだ田んぼの状況でその隣の少し三角に見えますところは1番の完了がすんで、地ならしもきちんとすんでいる状況でした。現況を見た限りは、ここは田んぼがすんでからまた穴を掘るのかなというふうに考えています。

議長 以上、お聞きのとおりですが、この件についてご意見、ご質問等ございませんか。

議長 ないようですので、これより、議案第16号それぞれについて採決いたします。
議案第16号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 異議がないようですので、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見の送付については、原案のとおり決しました。

議長 次に 日程第5 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、今回の議案は職務代理ご本人の案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により職務代理には退席をお願いします。それでは事務局から説明願います。

事務局 それでは、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について1件説明いたします。今回は所有権移転です。
(議案説明省略)

議長 それでは、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

13番 皆さんもご存じのとおり●●さんは認定農業者で頑張って農業をやっておりますのでそれに応えたいと思います。

議長 以上、お聞きのとおりですが、この件についてご意見、ご質問等ございませんか。

議長 ないようですので、これより、議案第17号それぞれについて採決いたします。
議案第17号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 異議がないようですので、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決しました。

議長 次に農地法第3条の3第1項の規定による届けについて報告をお願いします。

